		<i>i</i> , <u>,</u> , ,		· (人)		決	:定区	≅分			(根	.拠規	定)	条	例 7	条			禄 式
月整理番号		请 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部開示		不存在	存否応答拒否	1 2	2 号	3 4号号	5号	6 号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	H2:	9. 12. 12	H30. 2. 1	29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2)		1													中央卸売市 場新市場整 備部管理課
2	НЗ	30. 1. 18	H30. 2. 1	2016年度及び2017年度にあった〇〇課所属職員の残業時間に関する 公益通報により、残業時間が見直された職員についての見直し前の 残業時間と見直し後の残業時間が分かる文書					1		1						ľ	報の具体的内容は、厳格に保護される個人情報に該当するものであ	中央卸売市 場管理部総 務課
3	нз	30. 1. 16	H30. 2. 8	豊洲新市場(仮称) 青果棟ほか建設工事 豊洲新市場(仮称) 水産仲卸売場棟ほか建設工事(その2) 豊洲新市場(仮称) 水産仲卸売場棟ほか建設工事(その2) 豊洲新市場(仮称) 水産伸卸売場棟ほか建設工事(その2) 豊洲新市場(仮称) 水産増加売場棟ほか建設工事(その2) 29豊洲市場(仮称) 水産卸売場棟ほか建設工事(その2) 29豊洲市場 5街区地下水管理システム機能強化対策工事 工事設計内訳書 29豊洲市場 5街区地下水管理システム機能強化対策工事 工事設計内訳書 29豊洲市場 5街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 工事設計内訳書 29豊洲市場 6街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 工事設計内訳書 29豊洲市場 6街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 工事設計内訳書 29豊洲市場 7街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 工事設計内訳書 29豊洲市場 7街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 工事設計内記書 29豊洲市場 7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 工事設計内記書 29豊洲市場 7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 工事設計内記書 29豊洲市場 5街区地下ピット 換気設備等追加対策工事(その2) 工事設計内記書 29豊洲市場 5街区地下ピット換気設備等追加対策工事(その2) 工事設計内記書 29豊洲市場 5街区地下ピット換気設備等追加対策工事(その2) 工事設計内記書 29豊洲市場 5街区地下ピット換気設備等追加対策工事(その2) 工事設計内記書		1													中央卸売市場開新
4	H2	9. 12. 15	H30. 2. 13	中央卸売市場における、平成27年度公表分の「工事成績評定通知 書・項目別評定点表、設計等委託成績評定通知書・項目別評定点」 の全て	70	1													中央卸売市 場管理部財 務課
5	Н	30. 2. 1	H30. 2. 15	豊洲新市場土壌汚染対策工事(5街区)図面 豊洲新市場土壌汚染対策工事(6街区)図面 豊洲新市場土壌汚染対策工事(7街区)図面		1													中央卸売市 場新市場整 備部管理課

							決定	官区分	}		(木	艮拠	.規定	主)	条例] 7 :	*		
月整理番号	請年月	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非不持元	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7 号 ÷	8 号号	非開示理由等	所管局部課 等
6	H29.	12. 18	H30. 2. 16	以下の工事に係る今後の積算方法について 29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その3)	3	1													中央卸売市場新市場整備部管理課
7	H29.	12. 18	H30. 2. 16	29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調後とアリング議事録 29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調後とアリング議事録 29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調後とアリング議事録 29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その2)入札不調後とアリング議事録	17		1				1				1	1		(条例第7条第2号) 当該情報を開示した場合、特定の個人が識別されることとなり、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため。 (条例第7条第6号) (条例第7条第7号) 本件ヒアリングに関する情報は、都の要請を受けた企業から任意に提供されたものであり、ヒアリングに応じた企業、特に、入礼に参加せずヒアリングに任意で応じた企業は、企業名を一般的に公にされないという認識及び信頼の下に情報提供を行っている。このため、ヒアリングに応じた企業の了解を得ることなく、当該企業名を開示した場合、実施機関と第三者との信頼関係が大き行っている。ないため、とアリングに応じた企業の了解を得ることなく、当該企業名を開示した場合、実施機関と第三者との信頼関係が大き行のヒアリングを実施することが困難となり、適正な契約事務の執行に重大な支障が生じることとなるため。	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
8	H29.	12. 22	H30. 2. 16	29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 入札 不調後ヒアリング議事録 平成29年12月22日付29財契―第2644号「随意契約による工事請負契 約の締結について」(契約番号29-00735)	15						1		1		1	1		り、ヒアリングに応じた企業、特に、入札に参加せずヒアリングに	中央卸売市 場新市場整 備部管理課
9	H29.	12. 22	1130. 2. 10	平成29年11月29日付「7街区地下ピット床面対策等追加対策工事の入札不調等への対応」 平成29年12月11日付29財契一第2487号「随意契約による工事請負契約の締結について」(契約番号29-00735) 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)に係る今後の積算方法について	11	1													中央卸売市場新市場整備部管理課
10	Н30.	. 2. 2	H30. 2. 16	築地市場・豊洲市場平成28年11月7日以降執行状況等について	1	1													中央卸売市 場管理部財 務課

							決定	定区分			(根	拠規	見定)弅	€例	7条	₹		
月整理番号	年	∮ 求 ≅月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非 不存 在	存否応答拒否	1号	2号	3 号 年	1 5 등 등	5 号 号	6)7 号 号	7 8 号	5 号	非開示理由等	所管局部課 等
11	H30	0. 2. 5	1130. 2. 19	築地市場(28)水産物部本館及び卸売場棟解体工事 築地市場(28)水産物部仲卸売場棟解体工事 築地市場(28)青果部事務所棟ほか解体工事 築地市場(28)青果部卸売場仲卸売場解体工事		1													中央卸売市 場事業部施 設課
12	Н30	2. 1. 17	H30. 2. 20	豊洲新市場(仮称)青果棟ぼか建設工事 入札不調後ヒアリング議事録 豊洲新市場(仮称)水産仲卸売場棟ほか建設工事 入札不調後ヒアリング議事録 豊洲新市場(仮称)水産卸売場棟ぼか建設工事 入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事 工事設計内訳書 入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事 工事設計内訳書 入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事 工事設計内訳書 入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場6街区地下ばット換気設備等追加対策工事(その2)入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その2)入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 入札不調後ヒアリング議事録	28		1				1			1	1			(条例第7条第2号) 当該情報を開示した場合、特定の個人が識別されることとなり、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため。 (条例第7条第6号) (条例第7条第7号) 本件ヒアリングに関する情報は、都の要請を受けた企業から任意に提供されたものであり、ヒアリングに応じた企業、特に、入札に参加せずヒアリングに任意で応じた企業は、企業名を一般的に公にされないという認識及び信頼の下に情報提供を行っている。このため、ヒアリングにを施びに行って解を得ることなく、当該企業名を開えした場合、実の結果、今後、都の要請に基づく任意のヒアリングを実施することが困難となり、適正な契約事務の執行に重大な支障が生じることとなるため。	中央卸売市場新市場整備部管理課
13	Н30	0. 1. 12	H30. 2. 20	以下の工事に係る今後の積算方法について 29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2) 29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その3) 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)	4	1													中央卸売市場新市場整備部管理課
14	H30	O. 1. 12	H30. 2. 20	29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調 後ヒアリング議事録 29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調 後ヒアリング議事録 29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事 入札不調 後ヒアリング議事録 29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その2)入札不調後ヒアリング議事録 29豊洲市場7街区地下ピット床面津追加対策工事(その3)入札不調後ヒアリング議事録	19		1				1			1	1			(条例第7条第2号) 当該情報を開示した場合、特定の個人が識別されることとなり、個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため。 (条例第7条第6号) (条例第7条第7号) 本件ヒアリングに関する情報は、都の要請を受けた企業から任意に提供されたものであり、ヒアリングに応じた企業、特に、入札に参加せずヒアリングに任意で応じた企業は、企業名を一般的に公にされないという認識及び信頼の下に情報提供を行っている。このため、ヒアリングに応じた企業の了解を得ることなく、当該企業名を開示した場合、実施機関と第三者との信頼関係が大きく損なわれるおそれがある。その結果、今後、都の要請に基づく任意のヒアリングを実施することが困難となり、適正な契約事務の執行に重大な支障が生じることとなるため。	中央卸売市場新市場整備部管理課
15	Н30	0. 2. 9	H30. 2. 21	29食肉市場水処理センター脱臭設備改修工事 工事設計書、特記仕 様書	9	1													中央卸売市 場食肉市場 管理課

							決定	定区:	分			(根	処規	定)	条	例7	7条			
月整理番号	請年	示 求 ≅月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在 不存在	5 1 号	」 号 号	2 3 号	4号	5号	6号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課 等
16	6 Н3	0. 2. 9	H30. 2. 23	29豊洲市場5街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2)29豊洲市場6街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2)29豊洲市場7街区地下水管理システム機能強化対策工事(その2)29豊洲市場5街区地下ピット換気設備等追加対策工事(その2)29豊洲市場6街区地下ピット換気設備等追加対策工事(その3)29豊洲市場7街区地下ピット接面等追加対策工事29豊洲市場5街区地下ピット床面等追加対策工事(その3)29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その3)29豊洲市場6街区地下ピット床面等追加対策工事(その3)29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)	944	1														中央卸売市 場新市場整 備部管理課
17	′ нзс	0. 2. 21	H30. 2. 23	28食肉市場センタービル量水器取替工事 工事設計内訳書	3	1														中央卸売市 場食肉市場 管理課
18	H30	0. 2. 21	H30. 2. 23	豊洲市場水産仲卸売場棟給排水設備増設工事 工事設計内訳書 豊洲市場水産仲卸売場棟給排水設備増設その2工事 工事設計内訳 書	7	1														中央卸売市 場新市場整 備部管理課
19	H29	9. 2. 20	H30. 2. 26	29食肉市場大動物棟 C ラインけい留所照明器具取替工事 工事設計 書																中央卸売市 場食肉市場 管理課
20	H29	9. 2. 20	H30. 2. 26	29豊島市場電柱改修工事(その2)工事設計書	3															中央卸売市 場事業部施 設課
21	H30	0. 1. 19	H30. 2. 27	足立市場(29)冷蔵庫棟エレベーター改修工事 工事設計書		1														中央卸売市 場事業部施 設課
22	. H30	0. 2. 21	H30. 2. 27	29大田市場青果棟1、2階便所改修給排水衛生設備工事 29北足立市場管理棟便所改修給排水衛生設備工事 29淀橋市場卸売場北側便所改修給排水衛生設備工事 28板橋市場花き棟便所改修給排水衛生設備工事		1														中央卸売市 場事業部施 設課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。